

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び休業後の労働条件に関する事項についての周知を実施する。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～就業規則等育児休業に関する規則や規定の整備を実施し、育児休業の対象となる従業員の特定を定期的に整備見直しを行い周知徹底をする他、休業後の職員に対し復職の際に復職後の待遇の通知を行う。

目標 2：職員の円滑な育児が出来る様、始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度を拡充する。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～育児を要する子持つ職員に対し聞き取りを行い、要望のある職員の要望を吸い上げ、的確な対応を実施する。

目標 3：年次有給休暇の取得促進のための措置・対策を実施する

<対策>

- 令和 8 年 4 月～現在実施している一斉計画有給休暇制度の計画・拡充を徹底する。

目標 4：若年層に対するインターンシップ等の就業体験・機械の提供やトライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保を行い次世代育成に貢献する。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～関市内高校や支援学校及び短大生を対象に工場見学を通して当社の業務に興味のある学生を発掘し、インターンシップの機会を、提供することにより、毎年新卒者を迎え入れることにより、人材育成に貢献する。